

令和5年度  
砺波市一般廃棄物処理計画

令和5年4月  
砺 波 市

# 目 次

I	一般廃棄物処理の基本事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画区域	1
4	計画収集人口	1
II	ごみ処理基本方針	
1	ごみの排出抑制・資源化施策	2
2	その他の施策	2
III	令和5年度一般廃棄物処理実施計画書	
III-1	令和5年度一般廃棄物（ごみ）処理計画	
1	収集・運搬する廃棄物の種類及び自分で処理する廃棄物	3
2	搬入先	8
3	一般廃棄物収集運搬業務委託業者（ごみ）	9
4	一般廃棄物収集運搬業務許可業者（ごみ）	9
III-2	令和5年度一般廃棄物（し尿）処理計画	
1	収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法	10
2	搬入先	10
3	処理手数料	10
4	一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿）	11
5	計画年間処理量	11

## I 一般廃棄物処理の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3に基づき策定するものであり、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内における一般廃棄物の安定的かつ適正な処理を遂行するため、これに関する基本的事項を定めるもの。

### 2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 3 計画区域

砺波市の全区域とする。

面積 (k m <sup>2</sup> )
127.03

### 4 計画収集人口 (令和5年4月1日現在)

区 域	計画収集人口 (人)	世 帯 数 (世帯)
砺波エリア	41,824	15,566
庄川エリア	5,412	1,981
計	47,236	17,547

## II ごみ処理基本方針

砺波広域圏事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、ごみを資源として捉えるといった観点から、可能な限りごみの発生を抑制（リデュース）するとともに、製品などの再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政の三者が協働して「ごみの減量・資源化」を推進し、最終的に、どうしてもごみとして処理しなければならないものについて環境にできるだけ負荷をかけないよう適正に処理していきます。

### 1 ごみの排出抑制・資源化施策

①排出抑制を図るごみの種類	家庭系生ごみ	金属類、古紙、布	分別資源ごみ	事業系ごみ
②排出抑制の方法	生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入助成による自家処理、水切りなどの減量を普及啓発	有価物集団回収奨励金制度を設けて、資源の有効利用を普及啓発する	分別収集の徹底、簡易包装やマイクバック持参運動の促進啓発	ごみ減量の啓発
③資源化の方法	堆肥化	再生事業者へ	再生事業者へ	
④備考	砺波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 砺波市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱 砺波市有価物集団回収奨励金交付要綱			砺波市リサイクル設備導入促進事業資金利子補給金交付要綱

### 2 その他の施策

廃棄物について、不法投棄防止のための監視パトロールを行い、また、野焼きのルールや犬の散歩でのマナーなどを普及啓発し、適正に処理されるよう努めます。

### Ⅲ 令和5年度一般廃棄物処理実施計画書

#### Ⅲ-1 令和5年度一般廃棄物（ごみ）処理計画

##### 1 収集・運搬する廃棄物の種類及び自分で処理する廃棄物

###### (1) 市が収集するごみ

種 類	内訳（代表例）	備 考
燃えるごみ （可燃ごみ）	生ごみ、衣類、紙くず	燃えるごみ専用袋を使用
<p>（出すときの注意）</p> <p>（a）台所ごみは、十分に水切りをすること。</p> <p>（b）食用油などの液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、固めて、小さなポリ袋などに入れてから指定袋に入れて出すこと。</p> <p>（c）竹串などの先のとがったものは、丈夫な紙に包むこと。</p> <p>（d）木の枝など、太さ5cm、長さ50cm以下に切って指定袋に入れること。</p>		
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色透明びん、茶色びん、その他びん、白トレイ、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、小型家電、天ぷら油、金属類、ガラス陶磁器類、有害ごみ</li> <li>・飲み物、食べ物、調味料が入っていた缶・びん・ペットボトル、ペットボトルマークがついたもの</li> </ul>	<p>専用コンテナ、網袋に分別。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電</li> </ul> <p>重さ20kg以下、かつ、おおむね1m角以下。</p>
	紙製容器包装・プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙製容器包装</li> </ul> <p>紙袋又は紙紐で縛り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装</li> </ul> <p>20L以上の透明又は半透明の袋を使用して出す。</p>
<p>（出すときの注意）</p> <p>（a）軽く中を水洗いするとともに、キャップを取り外すこと。</p> <p>（b）紙製容器包装・プラスチック製容器包装でも、汚れが取れないものは燃えるごみに出すこと。</p> <p>（c）自動着火式器具類は、必ず乾電池をはずすこと。</p> <p>（d）石油ストーブは、必ず灯油を抜き取ること。</p>		

○収集・運搬計画

①ごみの種類	燃えるごみ	資源ごみ	事業系ごみ
②実施主体	委託業者	同左	許可業者
③対象区域	市内全域	市内全域	市内全域
④収集回数	2～3回/週	1回/月	随時
⑤収集方法	ステーション 692箇所	ステーション 123箇所	各事業所
⑥収集機材	パッカー車	パッカー車、 平ボディー	パッカー車、 平ボディー
⑦搬入先	クリーンセンター となみ	クリーンセンター となみ、 (株)南砺工業所 (株)林商店	クリーンセンター となみ

(2) 収集ごみ以外で、排出者がクリーンセンターとなみへ持ち込むことができるごみ

種 類	内 訳	備 考
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	家具、木くず、小型農機具など ごみ処理手数料 50kgまで350円 10kg増すごとに50円加算	砺波広域圏事務 組合条例
畳	ごみ処理手数料 1枚500円	
マットレス (スプリング入り)	ごみ処理手数料 1枚1,000円	
タイヤ (ホイール付可)、 バッテリー	ごみ処理手数料 1本(個)300円	
ガレキ類・焼却灰	ごみ処理手数料 100kgまで500円 10kg増すごとに100円加算	

(3) 自分で処理するごみ（販売店や専門業者で処理するもの）

区分	内 訳	備 考
家電リサイクル法対象品	家電リサイクル法施行令（平成10年政令第378号）第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機。以下「機械器具」という。）	※クリーンセンターとなみへの持ち込みは平成30年3月31日で取りやめ。 廃家電の持込（受取）が可能な施設 ※リサイクル料金の他に別途運搬料金が必要。 ・(株)高岡市衛生公社
パソコン	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第6条別表第6第1号上段に規定するパーソナルコンピューター（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。以下「パソコン」という。）	パソコンリサイクル法 ・パソコンは、次のとおり出すこと。①自らパソコンの製造など（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。）の事業を行う者が製造などをしたパソコンは、当該製造などの事業を行う者の自主回収に出すこと。②法第9条の9第1項の認定を受けた者が処理を行うパソコンは、当該認定を受けた者が行う回収に出すこと。 ※クリーンセンターとなみでも持ち込み可能
自動車	自動車リサイクル法（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済み自動車	・自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時又は廃車時に再資源化預託金など（リサイクル料金）を資金管理法人（販売店などを經由）に対して預託し、当該自動車在使用済み自動車（廃車）となった時は、都道府県知事などの登録を受けた引取業者（取扱店など）に当該使用済み自動車を引き渡すこと。
オートバイ	廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用を目指し、二輪車の国内メーカー4社とインポーター3社（以下、	・二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。

	参加事業者) が中心となり自主的に取り組んでいくのが、「二輪車リサイクルシステム」 このシステムは、2004年10月1日より開始	
その他	シンナー、灯油、廃油など引火性の強いもの	・当該物を取り扱っている店などに引き取ってもらい、当該店などが適正に処理すること。
	ガスボンベ、火薬などの爆発物、硫酸・塩酸・農薬などの危険物	
	家屋廃材・木の株	家屋廃材、庭の大規模な剪定などに伴って生じる多量のごみは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと。 持込可能な民間施設 ・(株)高岡市衛生公社 ・(株)かんでんエルファーム ・北陸ポートサービス(株)
	医療用廃棄物	・注射針などの在宅医療廃棄物については、当該注射針を販売した医療機関・薬局などに引き取ってもらい、当該医療機関・薬局などが適正に処理すること。
事業系ごみ	事業活動(事務所・飲食店など)により出るごみ	自分で処理するか、市の許可業者に依頼。
	事業活動により出る建設廃材・廃プラスチック	事業者の責任で処理又は、産業廃棄物処理業者に依頼。

\*その他 店頭回収(白色トレイ、ペットボトル、紙パック、空き缶、新聞、紙製容器包装、雑誌など)

#### (4) 処理手数料

砺波市条例に基づくもの

種 別	単 位	金 額 (円)	備 考
一般家庭系ごみ袋 (1袋につき)	指定袋 大	30	
	指定袋 中	20	
	指定袋 小	10	
	落葉等専用	20	

砺波広域圏事務組合条例に基づくもの

区 分	内 訳	備 考
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	家具、木くず、小型農機具など ごみ処理手数料 50kgまで350円 10kg増すごとに50円加算	クリーンセンター となみ処理手 数料
畳	ごみ処理手数料 1枚500円	
マットレス (スプリング入り)	ごみ処理手数料 1枚1,000円	
タイヤ (ホイール付可)、 バッテリー	ごみ処理手数料 1本(個)300円	
ガレキ類・焼却灰	ごみ処理手数料 100kgまで500円 10kg増すごとに100円加算	

(5) 計画年間収集処理量

(単位：t)

年 度	収集処理量	内 容 (廃棄物の種類)			
		可 燃	不 燃	資 源	粗 大
平成27年	14,690	13,036	418	534	702
平成28年	14,526	12,857	429	532	708
平成29年	14,667	12,957	343	572	795
平成30年	13,345	11,359	277	617	1,092
令和1年	13,669	11,471	249	612	1,367
令和2年	14,093	11,223	259	610	2,001
令和3年	14,161	11,458	222	577	1,904
令和4年	13,945	11,570	218	557	1,600
令和5年 計 画	13,635	11,313	213	545	1,564

## 2 搬入先

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）砺波広域圏事務組合  
 クリーンセンターとなみ 対象：砺波市、南砺市の一部（福野・井波・利賀）  
 〒939-1315 砺波市太田 1873-1 TEL:0763-32-5648 FAX:0763-32-5860

### （1）焼却施設

設備設置	平成3年1月（業務開始／昭和45年4月）
建物延床面積	2,135㎡
総敷地面積	16,915㎡（粗大ごみ処理施設含）
処理設備	受入供給設備、燃料設備、余熱利用設備、焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出設備、給排水設備、排水処理設備、
処理能力	45t／24h×2基
推進運動	施設見学会、家庭ごみの分別収集啓発チラシ作成、再利用物品の取扱い

### （2）粗大ごみ処理施設

設備設置	平成8年9月
建物延床面積	1,807㎡
処理設備	受入供給設備、破砕設備、搬送設備、選別設備、集じん設備、貯留・排出設備、給排水設備、電気計装設備
処理能力	9t／5h

### （3）埋立処分地施設 砺波市徳万地内

設備設置	平成13年4月
総面積	77,651㎡
埋立面積	10,500㎡
埋立容積	57,000㎥
処理設備	平面・斜面しゃ水設備、漏水検知システム

### （4）浸出水処理施設 砺波市徳万地内

設備設置	平成13年4月
建物延床面積	809.53㎡
処理設備	カルシウム除去、接触曝気方式、凝集沈殿、活性炭、キレート吸着
処理能力	80㎥／日

3 一般廃棄物収集運搬業務委託業者（ごみ）

	業 者 名	所 在 地
1	(株)南砺工業所	南砺市やかた 370
2	(株)高岡市衛生公社	砺波市太田 1877-1

4 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

	業 者 名	所 在 地
1	デムラ工業(株)	砺波市千代 248-3
2	(株)高岡市衛生公社	砺波市太田 1877-1
3	坂吉(株)	射水市新開発 457
4	(株)南砺工業所	南砺市やかた 370
5	ハリタ金属(株)	高岡市福岡町本領 1053-1
6	坂本組(株)	砺波市芹谷 2-2
7	木村商店（木村秀喜）	南砺市北川 348-15
8	北陸ポートサービス(株)	富山市東岩瀬荒川町 380
9	(株)アイザック・トランスポート	富山市米田町 1-6-30
10	(有)となみ環境開発	砺波市林 1316
11	(有)プランタン	南砺市利賀村上百瀬 158
12	(株)神下組	砺波市庄川町金屋 74-1
13	(株)かんでんエルファーム	南砺市嵯島 1
14	(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷 3-3
15	(公社)砺波市シルバー人材センター	砺波市高道 217-2
16	(有)ホープ研	高岡市福岡町土屋 20
17	三友商事（有）	滑川市荒俣 25
18	(株)新陸運輸	南砺市八幡 58-6
19	松井三良	南砺市五領 28
20	(有)昭信機工	南砺市岩屋 55
21	有馬建設(株)	砺波市西中 70-3
22	(株)ハートグリーン富山	砺波市春日町 1-25
23	宮窪建設(株)	砺波市庄川町青島 3738
24	(株)アルト	富山市水橋市田袋 280
25	合同会社 RAKURA	砺波市千代 799-67
26	(公社)南砺市シルバー人材センター	南砺市院林 88-3
27	(株)林商店	南砺市長源寺 77
28	となみ野セントラルツアー(株)	砺波市宮沢町 3-11

### Ⅲ－２ 令和５年度し尿処理実施計画

#### １ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類	収集回数	収集方法	備考
し尿	概ね月１回	各戸収集方式	使用者により収集業者に連絡
浄化槽汚泥	年１回以上	各戸収集方式	同上

#### ２ 搬入先

砺波エリアより排出されるし尿・浄化槽汚泥は、八十歩中間貯留槽に一時投入後、まとめて搬出し砺波地方衛生施設組合において処理を行うものとする。

庄川エリアより排出されるし尿・浄化槽汚泥は、井波庄川中間貯留槽に一時投入後、まとめて搬出し砺波地方衛生施設組合において処理を行うものとする。

##### ①中間貯留槽

処理施設へまとめて運搬を行うために、市内に中間貯留槽を置き、し尿・浄化槽汚泥を別に保管する。

施設名	運営主体	所在地	備考（容量m <sup>3</sup> ）	
			し尿	汚泥
八十歩中間貯留槽	砺波市	砺波市八十歩148	125	125
井波・庄川中間貯留槽	砺波市 南砺市 共同	砺波市庄川町金屋 字大反保3495	100	100

##### ②処理施設の概要

施設名	運営主体	所在地	備考
砺波地方衛生施設組合（クリーンシステムとなみ）	砺波地方衛生施設組合	高岡市福岡町土屋 710	

#### ３ 処理手数料 砺波市条例に基づくもの

種別	単位（L）	金額（円）	備考
し尿	10	63	

4 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿）

業 者 名	所 在 地
(有) クリーンアクト砺波	砺波市林 1316
デムラ工業(株)	砺波市千代 248-3
(有) 井波庄川衛生工業	砺波市庄川町示野 182
日本環境クリーン(株)	砺波市石丸 156-1

5 計画年間処理量 (単位：k l)

年 度	処理量	内容（廃棄物の種類）	
		し 尿	浄化槽汚泥
平成27年	9, 573	1, 871	7, 702
平成28年	9, 306	1, 775	7, 531
平成29年	8, 860	1, 661	7, 199
平成30年	8, 950	1, 607	7, 343
令和1年	7, 395	1, 562	5, 833
令和2年	7, 305	1, 530	5, 775
令和3年	7, 401	1, 410	5, 991
令和4年	7, 204	1, 410	5, 794
令和5年 計 画	7, 013	1, 373	5, 640